

公立穴水総合病院新改革プラン
(平成28年度～平成32年度)
点検・評価報告書

令和2年2月

穴水町病院事業審議会

— 目 次 —

I 点検・評価にあたって

- 1 はじめ
- 2 点検・評価の仕組み
- 3 点検・評価のねらい
- 4 点検・評価の方法
- 5 公 表

II 点検・評価について

- 1 総 括
- 2 公立穴水総合病院新改革プラン評価調書

III 参考資料

- 1 穴水町病院事業審議会委員名簿
- 2 穴水町病院事業審議会規則

I 点検・評価にあたって

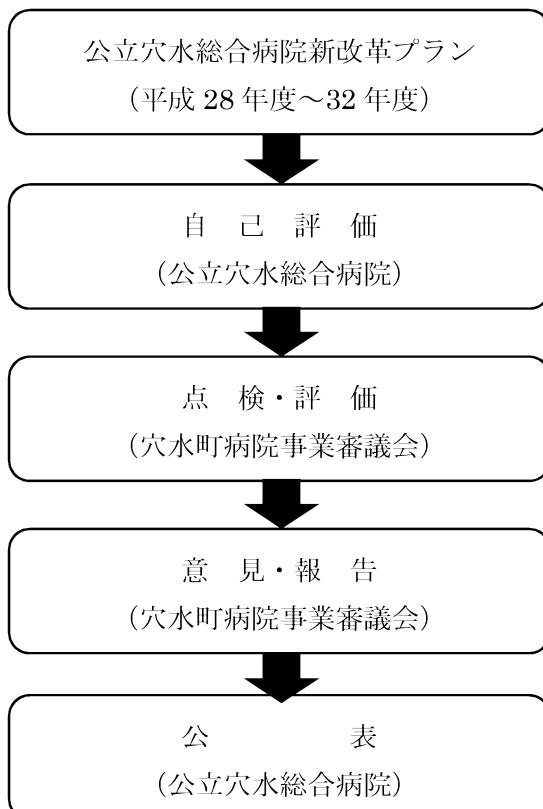
1 はじめに

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足に伴い医療提供体制の維持が極めて厳しく、平成19年度に総務省は「公立病院改革ガイドライン」に基づき、「公立病院改革プラン」（以下、「前改革プラン」という。）の策定を要請しました。それぞれの公立病院が前改革プランに基づく取組を実施した結果、黒字病院の割合は平成20年度の29.7%から平成25年度には46.4%に増加するなど一定の成果を挙げています。

しかし依然として持続可能な経営を確保し切れていない公立病院も多く、公立病院を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。そんな中、人口減少や少子高齢化等による医療需要の構造変化が見込まれ、地域ごとの特性に見合った医療提供体制の再構築に取り組んでいくことが重要となっています。これらの状況を踏まえて、総務省は平成27年度に「新公立病院改革ガイドライン」を公表し、病院事業を設置する地方公共団体へ新改革プランの策定を要請しました。

これを受け、当院でも石川県の地域医療構想と整合性を保ちながら、地域で果たすべき役割と現在の経営状況を維持できるような経営効率化に向けた取り組みを明記した「公立穴水総合病院新改革プラン」を平成28年度に作成しました。その実施状況について総務省のガイドラインでは、点検・評価・公表することを求めていることから穴水町病院事業審議会において点検・評価を実施することとしている。

2 点検・評価の仕組み



3 点検・評価のねらい

改革プランの目標設定を確認した上で、公立穴水総合病院が一般会計からの経費負担に見合い、地域医療の確保がなされているか否かという観点に立ちながら、改革プランの点検・評価にあたることとする。

具体的には、改革プランがどの程度進捗しているのか、目標と実績を比較検討する。また目標を下回る場合は、その原因は何か、今後の取り組みをどう進めるか等について検証し、評価を行うものとする。

4 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、これまでの経営改善に向けた取り組みや、改革プランに掲げられた具体策について、実績や収支決算状況等をもとに自己評価としてまとめた「公立穴水総合病院新改革プラン評価調書」により説明を行ったあと、点検・評価のねらいに沿って、本審議会において町民の視点及び客観的な立場に立って実施状況を慎重に検証する。

5 公表

公立穴水総合病院新改革プランの取組状況について、公立穴水総合病院が実施した自己評価及び穴水町病院審議会からいただいた評価・意見等を「公立穴水総合病院新改革プラン点検・評価報告書」として住民の皆様に公表する。

II 点検・評価について

1 総括

新改革プランに基づき、職員が一丸となり、経営の安定化に取り組んだ結果、人口減少や循環器科医師の非常勤化、通所リハ制度の改定等の影響による収益減少はありつつも一定の利益を確保していることから経常収支比率をはじめ、各経営指標は高水準にあり、比較的安定した経営であると評価する。

今後、施設の老朽化が著しいことから病院の在り方について町や関係団体と協議していく必要があると考える。

公立穴水総合病院改革プラン評価調書（3-1）

【達成度】 ◎（計画達成・完了） A（計画以上の実績） B（計画どおりの実績） C（計画を下回る実績）

改革プラン重点項目			H29目標	自己評価		H30目標	自己評価		類似団体指標 (黒字病院) H29公営企業年鑑	要因	点検・評価（意見）
大	中	小		H29 実績	達成度		H30 実績	達成度			
経営効率化に係る計画	①収支改善に係る目標	経常収支比率（%）	104.6	109.6	A	104.3	112.3	A	100%以上 — 55.3	・人口減少による患者数の減少に加えて、当院の循環器科の医師の非常勤化（H30.10）及び通所リハ制度の改正（H30.9）により医業収入が減少したが、人件費（医師給与）及び診療材料費が前述により併せて圧縮されており、全体的な病院経営の面においては安定的な収益率となっている。そのため、各経営指標についても計画目標を上回る結果となっている。	自己評価のとおり
		医業収支比率（%）	92.0	96.7	A	92.5	99.1	A			
		職員給与費比率（%）	59.0	56.8	A	59.0	55.7	A			
	②経費節減に係る目標	材料費対医業収支比率（%）	19.9	18.7	A	19.9	17.4	A	16.4	・循環器科の医師の非常勤化により入院患者が減少したため。 ・循環器科（▲2,132人、▲5.8人/一日平均）	病床利用率に関して目標に比べ実績が下回っているが、類似団体と比べた場合に高水準であるため評価をBとする。
		病床利用率（%）	91.4	87.1	C	90	89.0	B(C)	72.1		
	③収入確保に係る目標	入院単価（千円）	34	35	A	35	36	A	30	・医科大との連携による医師派遣の充実及び奨学資金制度を活用した看護師の確保などにより、計画目標以上の医療スタッフを確保することができている。	自己評価のとおり
		医師数、看護師数、薬剤師数（人）							8		
		医師	14	15	A	14	15	A			
		看護師数	74	74	B	74	76	A	60		
		薬剤師数	3	4	A	3	4	A	3		
	④安定的な医療提供に係る目標	職員調査の実施（回）	1	1	B	—	—	—	—	・黒字経営により現金預金が増加したため（297百万円増）	自己評価のとおり
		当座比率（%）	292.5	332.4	A	338.3	450.0	A	—		
	⑤医療機能等指標に係る目標	救急患者受入拒否率（%）	0	4.0	C	0	3.0	B(C)	—	・ベッド満床及び専門医師不在による受入拒否。	救急患者受入拒否率に関しては医師の判断により一早く高次医療を受けられる病院へ搬送しているため目標に比べ実績が下回っている。救急医療対応としては、適切な判断であるため評価をBとする。
		平均在院日数（日）	18.0	18.0	B	18.0	18.0	B	22.5	・ベッドコントロールの効率化。	
		認知症看護認定看護師数（人）	1	1	B	1	1	B	—	・研修施設等への就学支援の実施。（就学費用、旅費の支給等）	
		健康講座等の開催回数（回）	3	3	B	3	3	B	—	・第1回 7/14(土)開催（講師：穴水病院 中橋先生） ・第2回 8/18(土)開催（講師：穴水病院 中橋先生） ・第3回 9/23(日)開催（講師：金沢医科大学 宮澤教授）	
		患者満足度調査	実施	実施	B	実施	実施	B	—	・ご意見箱の設置（院内5ヵ所に設置）	
⑥その他（参考） プラン非掲載指標等	患者1人当たり診療収入（入院）円	—	35,261	—	—	35,850	—				自己評価のとおり
	患者1人当たり診療収入（外来）円	—	8,097	—	—	8,080	—				
	職員数（人）	—	151	—	—	152	—				
	人件費（千円）	—	1,200,328	—	—	1,176,249	—				
	薬品費（千円）	—	239,501	—	—	214,263	—				
	対医業収益比率（%）	—	11.3	—	—	10.2	—				
	診療材料費（千円）	—	150,032	—	—	148,326	—				
	対医業収益比率（%）	—	7.1	—	—	7.0	—				
	整備額（千円）	—	97,468	—	—	71,129	—				
	一般会計繰入金総額（千円）	—	329,000	—	—	332,000	—				
	特例債に対する繰入額（千円）	—	0	—	—	0	—				

穴水町病院事業審議会委員名簿

	氏 名	備 考
1号委員	吉 村 光 輝	穴水町議會議長
1号委員	伊 藤 繁 男	穴水町議会教育民生常任委員長
2号委員	丸 岡 達 也	町内開業医
3号委員	菅 谷 峰 明	学識経験者（興能信用金庫穴水支店長）
3号委員	水 戸 義 招	学識経験者（前済生会金沢病院常務理事）
4号委員	山 岸 春 雄	穴水町副町長
4号委員	島 中 公 志	公立穴水総合病院長

委嘱期間 平成31年1月1日～平成32年3月31日

穴水町病院事業審議会規則

昭和49年5月1日規則第3号

穴水町病院事業審議会規則（昭和43年穴水町規則第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 穴水町病院事業の健全なる発展と円滑なる運営を期するため穴水町病院事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 審議会は公立病院に対して日毎に増大される医療需要に対応し、地域住民に高度な近代医療を提供し住民の健康と生命を守り、住民福祉の向上を図るよう公立穴水総合病院の機能充実を審議することを目的とする。

（業務）

第3条 審議会は病院事業について穴水町長の諮問に応ずるとともに、自らの審議に基づく結果をもって答申又は建議する。

（委員）

第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる委員9人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

（1）町議会議員

（2）町内に開業している医師

（3）学識経験者

（4）穴水町の職員

2 審議会の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会は委員の互選により、会長及び副会長を定めなければならない。

4 審議会の運営その他について必要な事項は、審議会が定める

（会長）

第5条 審議会長は、審議会を招集し代表者として審議会の調査及び審議の結果に基づき町長に答申又は建議をなすものとする。

（事務局）

第6条 審議会の事務局は、町長の任命する町職員がこれにあたる。

（委任）

第7条 この規則に定めるものほか必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第6号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。